

輸送の安全に係わる情報（鉄道事業法第19条4）

ゴンドラ・リフトの安全に対する取り組みについて

夏油高原スキー場のゴンドラ・リフトは国土交通省の鉄道事業法で許認可を頂き営業運行をしております。

平成18年10月1日より鉄道事業法の一部改正された安全管理規程第2条第3項により、安全の取り組みの実績その他安全に関する情報について安全報告として公表いたします。

平成19年6月1日
夏油高原開発株式会社
施設管理部施設管理課

安全報告

当夏油高原開発株式会社は、平成4年12月より自然豊かな奥羽山脈系の豊富な自然資源を最大限に生かし、自然と共存しながらリゾートとしての利便性、快適性を兼ね備えた総合的な反復滞在型のリゾートを目指して、夏油高原スキー場を運営してまいりました。

‘06-’07シーズンは、異常な暖冬により各地で降雪量が少ない中、当スキー場はシーズンインから降雪に恵まれて5月の大型連休まで営業ができ、前年を18%程上回るお客様が楽しんでいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

さて、当社の索道事業の安全運行、安全確保については従来より全社員一丸となって取り組んでまいりました。昨年10月に、安全管理体制の強化を目的とした改正鉄道事業法が施行され、当社も新たに安全管理規程を設定し、安全統括管理者及び索道技術管理者を選任して、より一層の安全管理に努める体制を整えてシーズンに臨みました。

本報告書は、当社の‘06-’07シーズンにおける安全管理に関する活動をまとめたものです。

夏油高原開発株式会社安全方針

当社の、索道事業の安全に対する基本的な方針は次のとおりです。全社員がこの安全方針を遵守し、常に安全が確保されるよう努力しています。

●輸送の安全を確保するための基本的な方針

1. 社長及び役員は、安全第一の意識を持って事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び社員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業

活動に関する基本的な方針を具体的に定めています。

2. 社員等の安全に係わる行動範囲（安全の基本理念、安全方針）は、次のとおりとしています。

(1) 一致協力して輸送の安全確保に努めること。

私たちは、「安全の確保は、輸送の生命である」を念頭に、輸送に携わる社員全てが一致協力して安全輸送に努めています。

(2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。

私たちは「規定の遵守は安全の基礎である」とし、輸送に携わる者として知っていなければならないことを十分に理解し、これを厳正に守り、実行しています。

(3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。

私たちは「監視が事故の芽を摘む」をモットーに輸送の安全確保のために、お客様の動静に充分注意しています。また、施設の異常に鋭敏に気配りし、周囲の気象状況の変化にも予断なく対応しています。

(4) 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱をすること。

私たちは、「安全確認が事故防止の第一歩」を原則として、思い込みや、〇〇だろうの行動は絶対に行いません。危険があるときは、ためらわずリフトを止める勇気を持っています。

(5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置を行うこと。

私たちは、「人命第一」を肝に銘じ、事故は起こしません。万一、不足の事故が起っても、最善の方法を見つけ被害者の救出に全力にあたります。

(6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保いたします。

私たちは、「開かれた会社」を目指しています。問題点は速やかに解消するよう努力し、そのために、透明、正確な情報伝達に心がけます。

(7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むこと。

私たちは、「日進月歩」を心がけ、輸送の安全を確保するための改善、改良に取り組んでいます。

●輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

1. 輸送の安全の確保に関する組織体制

(1) 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

(2) 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施および管理体制を整備するとともに索道事業の実施および管理の方法を定める。

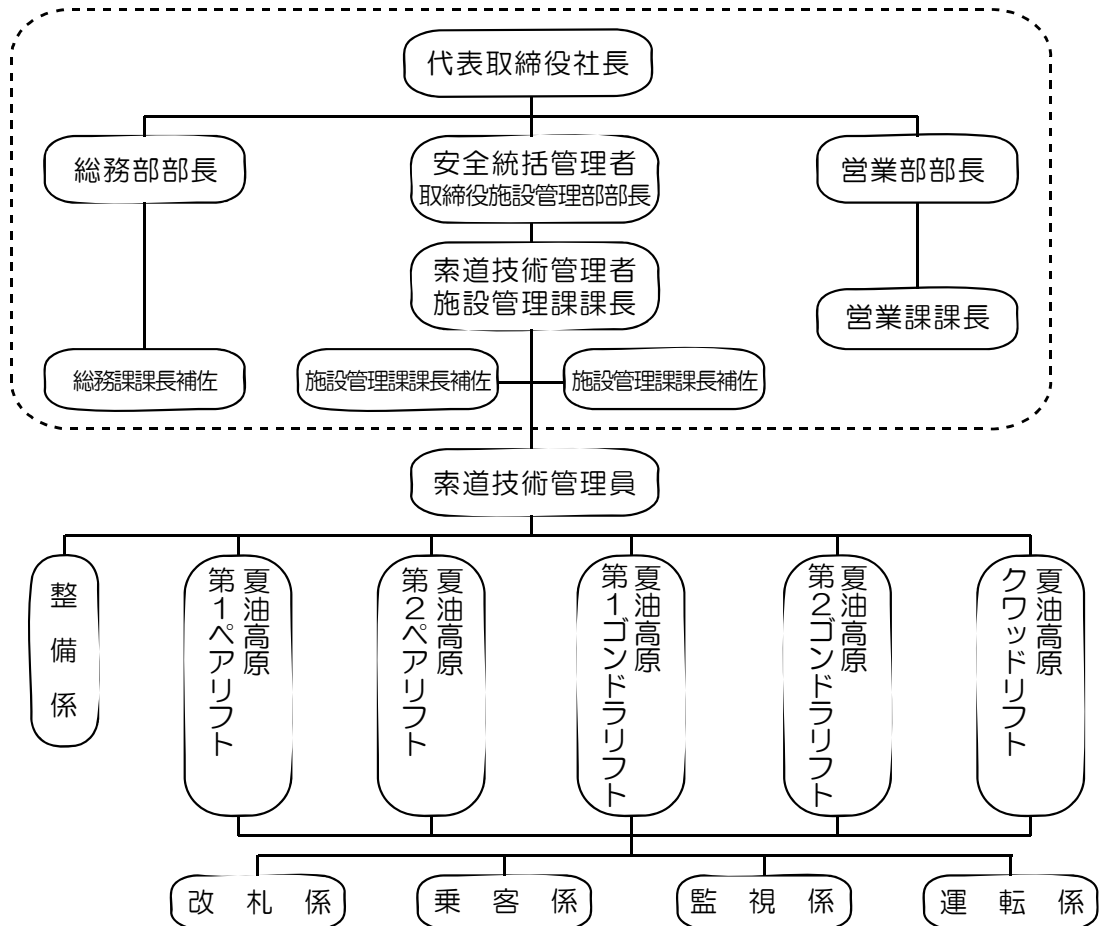
(3) 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施および管理の状況を把握し、必要な改善を行う。

(4) 社長及び役員は、輸送の安全を確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。

(5) 社長及び役員は、事故、事故のおそれのある事態、天災その他輸送の安全確保に支障の及ぼす事態（以下「事故・災害」という）の規模や内容等に応じ、対応方法その他必要な事項を定め社員等に周知・徹底します。

2. 安全確保に関する組織体制

当社の索道事業における安全確保に関する体制は下図のとおりとし、各々の役割及び権限は、次に上げるとおりとする。



- (1) 安全統括管理者 索道事業の輸送の安全の確保に関する業務統括をする。
- (2) 索道技術管理者 安全統括管理者の指揮下、索道運行の管理、索道施設の保守管理、その他技術上の事項に関する業務の管理。
- (3) 索道技術管理員 索道技術管理者の指揮下、索道運行の管理、索道施設の保守管理、その他技術上の事項に関する業務の管理。

●輸送の安全の確保に関する管理方法

1. 安全統括管理者は、次の各事項について適切に対応実施いたします。

- (1) 情報の伝達及び共有に関する事項。
- (2) 事故などの防止対策の検討及び実施に関する事項。
- (3) 事業の実施及び管理の状況の確認に関する事項。
- (4) 安全管理規程の周知に関する事項。
- (5) 事業の実施及び管理の改善に関する事項。

●輸送の安全を確保するための取り組み

1. 緊急時対応訓練

夏油高原スキー場では、毎年、万一の索道事故や災害を想定した救助訓練、予備原動機の操作訓練、全従業員対象の社内研修を実施し、万全の体制を整えています。

★社内研修の様子 (H.18.12.4)



★救助訓練の様子 (H.18.11.25)



第2 Gondolaリフト救助訓練



第2 ペアリフト救助訓練

2. 救助講習 (AED含む)

輸送やスキー場利用のお客様の安全のため、日本スキー連盟及び日本赤十字社で行う救助法の受講を終了したパトロール隊員や社員を各所に配置し万全を期しています。

3. 輸送の安全・安心を提供する取り組みについて

(1) Gondola・リフトの整備の実施

主に握索機装置関係・制動機関係・支柱索受装置関係・油圧装置関係の部品交換及び整備を実施しました。

★第1 Gondolaリフト握索機装置分解整備の様子 (H.18.9)



6. 搬器の懸垂部若しくは走行部、握索装置または接続装置に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破損等が生じた状態。
7. 搬器が逆送した事態。
8. 前項に挙げる事態に準ずる事態。

●2006-2007シーズンは事故もなく無事に営業を終了することが出来ました。

ご利用いただいた多くのお客様に心より感謝を申し上げ、来シーズンも更に安全管理と機械整備に努め、より一層安全なスキー場環境を提供したいと考えております。今後とも夏油高原スキー場をよろしくお願い申し上げます。

●安全報告書へのご感想、当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せ下さい。

TEL 0197-65-9001

FAX 0197-65-9002